

名古屋市緑区選挙管理委員会告示第5号

選挙期日における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和8年2月8日執行衆議院議員総選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和8年1月27日

名古屋市緑区選挙管理委員会
委員長 横田 明典

- 1 投票管理者
別紙1のとおり（別紙省略）
- 2 投票管理者の職務を代理すべき者
別紙2のとおり（別紙省略）

名古屋市緑区選挙管理委員会